

様式第1号（第4条関係）

日立市指令 第 号
年 月 日

殿

日立市長



ペット霊園設置（変更）許可書

年 月 日付けで申請のあったペット霊園の設置（変更）について、
次のとおり許可します。

ペット霊園の名称	
ペット霊園の申請地	
(変更) 許 可 年 月 日	年 月 日
(変更) 許 可 番 号	
許 可 の 条 件	

様式第2号（第4条関係）

日立市指令 第 号
年 月 日

殿

日立市長



ペット霊園設置（変更）不許可通知書

年 月 日付けで申請のあったペット霊園の設置（変更）について、
次の理由により不許可としたので通知します。

ペット霊園の名称	
ペット霊園の申請地	
不許可の理由	

（教示） この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、日立市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、日立市を被告（訴訟において日立市を代表する者は日立市長になります。）として、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第3号（第5条関係）

ペット霊園の設置等に係る協議書

年 月 日

日立市長 殿

住所又は所在地
 法人の名称
 氏名又は代表者氏名 印
 電話番号

ペット霊園の設置（区域変更・墳墓等の新增設）をしたいので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり協議します。

区 分	<input type="checkbox"/> 設置	<input type="checkbox"/> 区域変更	<input type="checkbox"/> 墳墓等の新增設
ペット霊園 の 名 称			
ペット霊園 の 申 請 地			
住宅等から の 距 離	m		
敷 地 面 積	m ²		
所有権移転 登記完了(予 定)年月日	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 墳 墓	区 画 数	区画	面 積 m ²
<input type="checkbox"/> 納骨堂	構 造	造 地上 階 地下 階	
	建 築 面 積	m ²	延床面積 m ²
	納 骨 数	壇 体	
<input type="checkbox"/> 火葬施設	構 造	造 地上 階 地下 階	
	建 築 面 積	m ²	延床面積 m ²
	火葬設備数	基	

火葬設備	設備番号			
	処理能力 (kg/h)			
	火格子面積 (m ²)			
附帯施設	門扉	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
	管理事務所	<input type="checkbox"/> 有 (本棟内・別棟) <input type="checkbox"/> 無		
	休憩所	<input type="checkbox"/> 有 (本棟内・別棟) <input type="checkbox"/> 無		
	便所	<input type="checkbox"/> 有 (本棟内・別棟) <input type="checkbox"/> 無		
	駐車場	<input type="checkbox"/> 有 (台) <input type="checkbox"/> 無		
	緑地帯	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
	その他			
管理者名 及 び 連 絡 先				
標識掲示 予定年月日	年 月 日	説明会開催 予定年月日	年 月 日	
工事予定	着手予定 年 月 日	年 月 日	完了予定 年 月 日	年 月 日
業務委託	業務委託 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	業務委託の 委託先及び 業務内容	<input type="checkbox"/> 委託先 () <input type="checkbox"/> 業務内容 ()		
業務開始 予定年月日	年 月 日			

備考

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 区域変更の場合は、変更前の区域の面積を記入すること。
- 3 墳墓、納骨堂又は火葬施設の新増設の場合は、新増設前の墳墓の区画数、納骨数又は火葬設備数を記入すること。
- 4 日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第5条各号に掲げる書類及び図面を添付すること。

様式第4号 (第6条関係)

← 180センチメートル以上 →						
90センチメートル以上	ペット霊園設置等の計画のお知らせ				(完成予想図)	
	設置区分					
	名称					
	申請地					
	敷地面積	m ²				
	墳墓	区画数	区画	面積		m ²
		構造	造 地上 階 地下 階			
	納骨堂	建築面積	m ²	延床面積		m ²
		納骨数	壇 体			
		構造	造 地上 階 地下 階			
	火葬施設	建築面積	m ²	延床面積		m ²
		火葬設備数	基			
		説明会開催 予定年月日	年 月 日			
	工事施工者	所在地				
		名称				
電話番号						
工事予定	着手予定 年月日	年 月 日	完了予定 年月日	年 月 日		
申請予定者	住所又は 所在地					
	法人の名称					
	氏名又は 代表者氏名					
	電話番号					
標識掲示 年月日	年 月 日			<p>この標識は、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第6条第1項の規定により掲示したものです。</p> <p>この計画について不明な点等があるときは、下記までお問合せください。</p> <p>○連絡先 住所又は所在地 法人の名称 氏名又は代表者氏名 電話番号</p>		

様式第5号（第6条関係）

標識掲示届出書

年 月 日

日立市長 殿

届出者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印

ペット霊園の設置（区域の変更・墳墓等の新增設）の計画について標識を掲示したので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

ペット霊園 の 名 称	
ペット霊園 の 申 請 地	
標 識 掲 示 予 定 年 月 日	年 月 日
説 明 会 開 催 予 定 年 月 日	年 月 日
申 請 予 定 年 月 日	年 月 日

備考 日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第6条第3項各号に掲げる書類及び図面を添付すること。

様式第6号（第7条関係）

説明会実施報告書

年 月 日

日立市長 殿

報告者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印
電話番号

ペット霊園の設置（区域変更・墳墓等の新增設）に関する説明会を実施したので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第7条第3項の規定により、次のとおり報告します。

ペット霊園の名称	
ペット霊園の申請地	
周知方法	
対象者数	
開催日時	年 月 日 時 分～ 時 分
	年 月 日 時 分～ 時 分
	年 月 日 時 分～ 時 分
開催場所	
説明会参加人数	人
申請予定年月日	年 月 日

備考 日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第7条第6項各号に掲げる書類及び図面を添付すること。

様式第7号（第8条関係）

ペット霊園の設置等に係る協議終了通知書

年 月 日

殿

日立市長



年 月 日付けで提出のあったペット霊園の設置（区域変更・墳墓等の新增設）に係る協議について、その内容が適当であると認められるので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第8条の規定により、次のとおり通知します。

協 議 の 区 分	
ペ ッ ト 霊 園 の 名 称	
ペ ッ ト 霊 園 の 申 請 地	
通 知 の 有 効 期 限	年 月 日

様式第8号（第9条関係）

ペット霊園設置許可申請書

年 月 日

日立市長 殿

申請者 住所又は所在地
 法人の名称
 氏名又は代表者氏名 印
 電話番号

ペット霊園の設置の許可を受けたいので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

ペット霊園 の 名 称				
ペット霊園 の 申 請 地				
住宅等から の 距 離	m			
敷 地 面 積	m ²			
所有権移転 登記完了(予 定)年月日	年 月 日			
<input type="checkbox"/> 墳 墓	区 画 数	区 画	面 積	m ²
<input type="checkbox"/> 納 骨 堂	構 造	造 地上 階 地下 階		
	建 築 面 積	m ²	延床面積	m ²
	納 骨 数	壇 体		
<input type="checkbox"/> 火葬施設	構 造	造 地上 階 地下 階		
	建 築 面 積	m ²	延床面積	m ²
	火葬設備数	基		

火葬設備	設備番号			
	処理能力 (kg/h)			
	火格子面積 (m ²)			
附帯施設	門扉	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
	管理事務所	<input type="checkbox"/> 有 (本棟内・別棟) <input type="checkbox"/> 無		
	休憩所	<input type="checkbox"/> 有 (本棟内・別棟) <input type="checkbox"/> 無		
	便所	<input type="checkbox"/> 有 (本棟内・別棟) <input type="checkbox"/> 無		
	駐車場	<input type="checkbox"/> 有 (台) <input type="checkbox"/> 無		
	緑地帯	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
	その他			
管理者名 及び連絡先				
協議 終了年月日	年 月 日			
工事予定	着手予定 年 月 日	年 月 日	完了予定 年 月 日	年 月 日
業務委託	業務委託 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	業務委託の 委託先及び 業務内容	<input type="checkbox"/> 委託先 () <input type="checkbox"/> 業務内容 ()		
業務開始 予定年月日	年 月 日			

備考

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第9第1項各号に掲げる書類及び図面を添付すること。

様式第9号（第9条関係）

ペット霊園区域変更・墳墓等の新增設許可申請書

年 月 日

日立市長 殿

申請者 住所又は所在地
 法人の名称
 氏名又は代表者氏名 印
 電話番号

ペット霊園の区域変更又は墳墓等の新增設をしたいので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

ペット霊園の 名 称				
ペット霊園の 設 置 場 所				
許 可 年 月 日	年 月 日			
許 可 番 号				
変 更 区 分	<input type="checkbox"/> 区域変更			
	<input type="checkbox"/> 新增設（ <input type="checkbox"/> 墳墓 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬施設）			
変 更 し よ う と す る 内 容	新		旧	
協 議 終 了 年 月 日	年 月 日			
工 事 予 定	着手予定	年 月 日	完了予定	年 月 日
	年 月 日		年 月 日	
業 務 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日			

備考

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第9条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付すること。

様式第10号（第11条関係）

ペット霊園設置（区域変更・墳墓等の新增設）工事着手届出書

年 月 日

日立市長 殿

届出者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印
電話番号

ペット霊園の設置（区域変更・墳墓等の新增設）に係る工事に着手するので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

ペット霊園の 名 称	
ペット霊園の 申 請 地	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

様式第11号（第12条関係）

ペット霊園設置（区域変更・墳墓等の新增設）工事完了届出書

年 月 日

日立市長 殿

届出者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印
電話番号

ペット霊園の設置（区域変更・墳墓等の新增設）に係る工事が完了したので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ペット霊園の 名 称	
ペット霊園の 設 置 場 所	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
業 務 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日

様式第12号（第12条関係）

日立市指令 第 号
年 月 日

殿

日立市長



ペット霊園設置（区域変更・墳墓等の新增設）工事完了検査済証

年 月 日付けで届出のあったペット霊園の設置（区域変更・墳墓等の新增設）に係る工事について、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第13条第2項の規定により検査を実施した結果、基準に適合していることを認めます。

ペット霊園の名称	
ペット霊園の設置場所	
許可年月日	年 月 日
許可番号	
工事完了年月日	年 月 日
検査年月日	年 月 日

様式第13号（第13条関係）

ペット霊園設置者地位承継届出書

年 月 日

日立市長 殿

届出者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印
電話番号

ペット霊園設置者の地位を承継したので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

ペット霊園 の 名 称		
ペット霊園 の 設 置 場 所		
許 可 年 月 日		
許 可 番 号		
被 承 継 者	住 所 又 は 所 在 地	
	名 称	
	氏 名 又 は 代 表 者 氏 名	
	電 話 番 号	
承 継 の 原 因	<input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 分割 <input type="checkbox"/> 相続	
承 継 年 月 日	年 月 日	

備考

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第13条各号に掲げる書類のうち、承継の原因ごとに指定された書類を添付すること。

様式第14号（第13条関係）

ペット霊園相続同意証明書

年 月 日

日立市長 殿

証明者 住 所
氏 名
電話番号 印

ペット霊園設置者の地位を承継すべき相続人として、次の者が選定されたことに同意したので、これを証明します。

被 相 続 人	住 所	
	氏 名	
相 続 人 として 選 定 さ れ た 者	住 所	
	氏 名	
ペット霊園の名称		
ペット霊園の 設 置 場 所		
許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 番 号		

備考 この証明書は、地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が自署押印の上、各自提出すること。

様式第15号（第14条関係）

ペット霊園設置申請事項変更届出書

年 月 日

日立市長 殿

届出者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印
電話番号

ペット霊園の設置に係る申請事項（区域変更及び墳墓等の新增設を除く。）を変更したので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

ペット霊園の 名 称		
ペット霊園の 設 置 場 所		
許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 番 号		
変 更 内 容	新	旧
変 更 年 月 日	年 月 日	

備考 日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第14条各号に掲げる書類及び図面のうち、該当する書類等を添付すること。

様式第16号（第15条関係）

ペット霊園廃止届出書

年 月 日

日立市長 殿

届出者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印
電話番号

ペット霊園を廃止したいので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ペット霊園の 名 称	
ペット霊園の 設 置 場 所	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 理 由	
墳 墓 又 は 納 骨 堂 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

備考 日立市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則第15条第2項に掲げる書類を添付すること。

様式第17号（第16条関係）

移動火葬車使用許可申請書

年 月 日

日立市長 殿

申請者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印
電話番号

移動火葬車を使用したいので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第19条の規定により、次のとおり申請します。

移動火葬車の 自動車登録番号 又は車両番号				
移動火葬車の 保管場所				
火葬設備	処理能力 (kg/h)		火格子面積 (m ²)	
使用開始 予定年月日	年 月 日			

備考 日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第16条第1項各号に掲げる書類及び図面を添付すること。

様式第18号（第16条関係）

移動火葬車火葬設備更新許可申請書

年 月 日

日立市長 殿

申請者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印
電話番号

移動火葬車の火葬設備を更新したいので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第19条の規定により、次のとおり申請します。

移動火葬車の 自動車登録番号 又は車両番号			
移動火葬車の 保管場所			
許可年月日	年 月 日		
許可番号			
火葬設備		新	旧
	処理能力 (kg/h)		
	火格子面積 (㎡)		
更新年月日	年 月 日		

備考 日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第16条第1項第7号に掲げる書類及び図面を添付すること。

様式第19号（第17条関係）

日立市指令 第 号
年 月 日

殿

日立市長



移動火葬車使用(火葬設備更新)許可書

年 月 日付で申請のあった移動火葬車の使用（火葬設備更新）許可申請については、次のとおり許可します。

移動火葬車の 自動車登録番号 又は車両番号	
移動火葬車の 保管場所	
(更新) 許可年月日	年 月 日
(更新) 許可番号	
許可の条件	

日立市指令 第 号
年 月 日

殿

日立市長



移動火葬車使用（火葬設備更新）不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった移動火葬車の使用（火葬設備更新）許可申請については、次の理由により不許可としたので通知します。

移動火葬車の 自動車登録番号 又は車両番号	
不許可の理由	

（教示） この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、日立市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、日立市を被告（訴訟において日立市を代表する者は日立市長になります。）として、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（表）

移 動 火 葬 車 許 可 標 章	
移動火葬車使用者	住所又は所在地 法人の名称 氏名又は代表者氏名 電話番号
移動火葬車の 自動車登録番号 又は車両番号	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
この者は、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例による移動火葬車の使用の許可を受けた者である。	
発行年月日	年 月 日
日立市長	

（裏）

日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例抜粋	
（移動火葬車使用者の遵守事項）	
第21条 移動火葬車使用者は、ペットの死体の火葬を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	
(1) 住宅等（火葬を依頼した者の住宅を除く。）から100メートル以上の距離にある場所とすること。	
(2) 事前に火葬を行う土地の所有者の同意を得ること。	
(3) 公園その他の公共施設の敷地内において火葬を行わないこと。	
(4) 移動火葬車に従業者を待機させ、当該移動火葬車を適正に管理すること。	
(5) 移動火葬車の見やすい場所に規則で定める標章を掲示すること。	

様式第22号（第18条関係）

移動火葬車許可標章再交付申請書

年 月 日

日立市長 殿

申請者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印
電話番号

移動火葬車許可標章の再交付を受けたいので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第18条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申請理由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 破損・汚損
移動火葬車の 自動車登録番号 又は車両番号	
移動火葬車の 保管場所	
許可年月日	年 月 日
許可番号	

備考 該当する口にレ印を記入すること。

様式第23号（第19条関係）

移動火葬車使用者地位承継届出書

年 月 日

日立市長 殿

届出者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印
電話番号

移動火葬車使用者の地位を承継したので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第23条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

移動火葬車の 自動車登録番号 又は車両番号			
許可年月日	年 月 日		
許可番号			
被承継者	住所又は 所在地		
	名 称		
	氏名又は 代表者氏名		
	電 話 番 号		
承継の原因	<input type="checkbox"/> 譲渡	<input type="checkbox"/> 合併	<input type="checkbox"/> 分割 <input type="checkbox"/> 相続
承継年月日	年 月 日		

備考

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第19条各号に掲げる書類のうち、承継の原因ごとに指定された書類を添付すること。

様式第24号（第19条関係）

移動火葬車使用者相続同意証明書

年 月 日

日立市長 殿

証明者 住 所
氏 名 印
電話番号

移動火葬車使用者の地位を承継すべき相続人として、次の者が選定されたことに同意したので、これを証明します。

被 相 続 人	住 所	
	氏 名	
相 続 人 として 選 定 され た 者	住 所	
	氏 名	
移 動 火 葬 車 の 自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号		

備考 この証明書は、地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が自署押印の上、各自提出すること。

様式第25号（第20条関係）

移動火葬車使用申請事項変更届出書

年 月 日

日立市長 殿

届出者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印
電話番号

移動火葬車の使用に係る申請事項を変更したので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第24条の規定により、次のとおり届け出ます。

移動火葬車の 自動車登録番号 又は車両番号		
移動火葬車の 保管場所		
許可年月日	年 月 日	
許可番号		
変更内容	新	旧
変更年月日	年 月 日	

備考 日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第20条第2項各号に掲げる書類及び図面のうち、該当する書類等を添付すること。

様式第26号（第21条関係）

移動火葬車廃止届出書

年 月 日

日立市長 殿

届出者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印
電話番号

移動火葬車を廃止したので、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

移動火葬車の 自動車登録番号 又は車両番号	
許可年月日	年 月 日
許可番号	
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

（表）

		第 号
写 真	立入調査員証	
	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	
<p>この者は、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成31年条例第3号）第26条第1項の規定による立入検査を行う者であることを証する。</p>		
年 月 日		
日立市長		印

（裏）

日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例抜粋
（報告の徴収及び立入検査）

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ペット霊園設置者又は移動火葬車使用者（以下「ペット霊園設置者等」という。）に対し、ペット霊園の設置及び管理の状況又は移動火葬車の設備及び使用の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、ペット霊園若しくは移動火葬車又はペット霊園設置者等の事務所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第28号（第23条関係）

ペット霊園改善勧告書

年 月 日

殿

日立市長



日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第27条第1項の規定により、次のとおりペット霊園の改善を勧告する。

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の設置場所
- 3 許可年月日 年 月 日
- 4 許可番号
- 5 勧告理由
- 6 勧告事項
- 7 改善期限 年 月 日
- 8 改善報告書の提出
 - (1) ペット霊園勧告事項改善報告書に、この勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付して提出すること。なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載すること。
 - (2) ペット霊園勧告事項改善報告書の提出期限は、年 月 日とする。

様式第29号（第23条関係）

移動火葬車改善勧告書

年 月 日

殿

日立市長



日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第27条第2項の規定により、次のとおり移動火葬車の改善を勧告する。

- 1 移動火葬車の自動車登録番号又は車両番号
- 2 許可年月日 年 月 日
- 3 許可番号
- 4 勧告理由
- 5 勧告事項
- 6 改善期限 年 月 日
- 7 改善報告書の提出
 - (1) 移動火葬車勧告事項改善報告書に、この勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付して提出すること。なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載すること。
 - (2) 移動火葬車勧告事項改善報告書の提出期限は、年 月 日とする。

様式第30号（第23条関係）

ペット霊園勧告事項改善報告書

年 月 日

日立市長 殿

報告者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印
電話番号

年 月 日付けで勧告のあった事項について、次のとおり報告します。

ペット霊園の名称	
ペットの霊園の設置場所	
許可年月日	年 月 日
許可番号	
原因	
改善状況	
改善完了(予定)年月日	年 月 日
備考	

備考 必要に応じ、図面等を添付すること。

様式第31号（第23条関係）

移動火葬車勧告事項改善報告書

年 月 日

日立市長 殿

報告者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印
電話番号

年 月 日付けで勧告のあった事項について、次のとおり報告します。

移動火葬車の 自動車登録番号 又は車両番号	
許可年月日	年 月 日
許可番号	
原因	
改善状況	
改善完了(予定)年月日	年 月 日
備考	

備考 必要に応じ、図面等を添付すること。

日立市指令 第 号
年 月 日

殿

日立市長



ペット霊園改善命令書

日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第28条第1項の規定により、次のとおりペット霊園の改善を命ずる。

1 ペット霊園の名称

2 ペット霊園の設置場所

3 許可年月日 年 月 日

4 許可番号

5 命令の理由

6 命令事項

7 改善期限 年 月 日

8 改善報告書の提出

- (1) ペット霊園命令事項改善報告書に、この命令に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付して提出すること。なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載すること。
- (2) ペット霊園命令事項改善報告書の提出期限は、年 月 日とする。

(教示) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、日立市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、日立市を被告（訴訟において日立市を代表する者は日立市長になります。）として、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

日立市指令 第 号
年 月 日

殿

日立市長



移動火葬車改善命令書

日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第28条第2項の規定により、次のとおり移動火葬車の改善を命ずる。

1 移動火葬車の自動車登録番号又は車両番号

2 許可年月日 年 月 日

3 許可番号

4 命令の理由

5 命令事項

6 改善期限 年 月 日

7 改善報告書の提出

(1) 移動火葬車命令事項改善報告書に、この命令に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付して提出すること。なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載すること。

(2) 移動火葬車命令事項改善報告書の提出期限は、年 月 日とする。

(教示) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、日立市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、日立市を被告（訴訟において日立市を代表する者は日立市長になります。）として、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第34号（第24条関係）

ペット霊園命令事項改善報告書

年 月 日

日立市長 殿

報告者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印
電話番号

年 月 日付け日立市指令 第 号で命令のあった事項について、
次のとおり報告します。

ペット霊園の名称	
ペット霊園の設置場所	
許可年月日	年 月 日
許可番号	
原因	
改善状況	
改善完了(予定)年月日	年 月 日
備考	

備考 必要に応じ、図面等を添付すること。

様式第35号（第24条関係）

移動火葬車命令事項改善報告書

年 月 日

日立市長 殿

報告者 住所又は所在地
法人の名称
氏名又は代表者氏名 印
電話番号

年 月 日付け日立市指令 第 号で命令のあった事項について、次のとおり報告します。

移動火葬車の 自動車登録番号 又は車両番号	
許可年月日	年 月 日
許可番号	
原因	
改善状況	
改善完了(予定)年月日	年 月 日
備考	

備考 必要に応じ、図面等を添付すること。

日立市指令 第 号
年 月 日

殿

日立市長



ペット霊園設置許可取消通知書

日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第29条の規定により、次のとおりペット霊園の設置の許可を取り消したので通知します。

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の設置場所
- 3 許可年月日 年 月 日
- 4 許可番号
- 5 取消理由

（教示） この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、日立市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、日立市を被告（訴訟において日立市を代表する者は日立市長になります。）として、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

日立市指令 第 号
年 月 日

殿

日立市長



移動火葬車使用許可取消通知書

日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第29条の規定により、次のとおり移動火葬車の使用の許可を取り消したので通知します。

- 1 移動火葬車の自動車登録番号又は車両番号
- 2 許可年月日 年 月 日
- 3 許可番号
- 4 取消理由

（教示） この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、日立市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、日立市を被告（訴訟において日立市を代表する者は日立市長になります。）として、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

日立市指令 第 号
年 月 日

殿

日立市長



ペット霊園使用禁止命令書

日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第30条の規定により、次のとおりペット霊園の使用の禁止を命ずる。

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の設置場所
- 3 命令の理由
- 4 命令年月日

（教示） この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、日立市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、日立市を被告（訴訟において日立市を代表する者は日立市長になります。）として、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

日立市指令 第 号
年 月 日

殿

日立市長



移動火葬車使用禁止命令書

日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第30条の規定により、次のとおり移動火葬車の使用の禁止を命ずる。

- 1 移動火葬車の自動車登録番号又は車両番号
- 2 命令の理由
- 3 命令年月日

（教示） この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、日立市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、日立市を被告（訴訟において日立市を代表する者は日立市長になります。）として、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。